

2020年3月27日（金曜）

全労金2020春季生活闘争ニュース・第19号

【全労金2020春季生活闘争統一スローガン】
なくそうハラスメント！増やそう賃金！求めよう安心して働き続けられる職場！

《合意速報No. 10》

近畿労組が関連会社との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

近畿労組は、3月27日17時30分から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求（関連）			回 答（関連）		
		正社員	契約社員	嘱託社員	正社員	契約社員	嘱託社員
基本賃金		—			—		
一時金		1.0	週5日：80,000円 週4日以内：50,000円		0.9	週5日：74,000円 週4日以内：42,000円	
昨年実績		0.86	41,000～73,000		0.86	41,000～73,000	
安定雇用	無期転換	—	要求		—	応じられない	
	登用制度		(実現)			(実現)	
最低賃金		—			—		
雇用環境	私傷病休職	—			—		
	所定労働短縮	—			—		
単組独自要求		時間単位年休制度の導入			要求通り		

団体交渉において、会社からは「貴労組からの要求については、組合員の切実なものであると、真摯に受け止め、この間、少数交渉で協議を行ってきた。弊社は、株式会社として安定的に事業を継続していくため、利益を確保することが何よりも重要なことである。また、近畿労働金庫の100%子会社として、主要業務が近畿労働金庫、労働金庫連合会からの受託業務であり、コストセンターとして費用削減に引き続き貢献していく必要がある。この間は欠員状況が発生しているが、業務をこなせていることは社員の奮闘・努力によるものと理解している。こうした状況の中で、要求内容について、会社内で十分協議を尽くしてきた。2019年度の収支については、結果として順調に推移しているが、2020年度の事業計画を策定する中で、今後想定される経営環境の厳しさを踏まえて、本日回答をした。賃金面の要求については、社員の頑張りに報いるために、満額回答とはならなかったが、経営状況を踏まえて精一杯の内容とした。また、労働条件面の要求については、社内

の労働条件を整備する内容とした。弊社は、ろうきんグループの一員として事業の一翼を担い、その発展に寄与していくためにも、業務を堅確に、また効率よく行うことが求められている。今後も安定的に事業を行っていくため、2020年度は社員の確保をしたうえで、業務内容の見直しを行い、連携を図って効率のいいバランスのとれた体制にしていきたいと考えている。会社内には、さまざまな課題があるが、引き続き、それに対する取り組みを進めていく。また、コミュニケーションを大切にして働きやすい職場を構築していくために、見直すべきことは早急に行っていく。今後ともよろしくお願ひしたい」等の見解が表明されました。

小寺闘争委員長は、「労組の要求に対する会社の回答は、社員・組合員の切実な思いを真摯に受け止め、早期の妥結に向けて誠実に対応いただいた内容であると思っている。労組は、『すべての職員がお互いを思いやり、労金業態で働くことに自信と誇りを持つことができる組織風土に改革すること』を2020春季生活闘争の大前提にしていた。今春闘では、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態に、交渉を一時中断し、労使で連携しながら、社員・組合員の健康状態の把握、学校等の臨時休業に関わる対応、感染した場合や疑われる場合の休業補償、職場運営等に対応してきた。今のような緊急時ほど、組織力や組織風土が試されることになる。社員・組合員の一人ひとりが様々な不安や悩みを抱えながら業務を遂行している、今だからこそ、お互いを思いやる気持ちを積極的に実現し、支え合いや助け合いの行動を増やし、コミュニケーションを密にする必要がある。それは、労組がめざしている良い職場や組織風土に近づくことになると思っています。そして、会社も同じ考えであると思っている。現在の国内・近畿圏内における感染拡大の状況が、今後、私たちにどのように影響するかは分からない。また、社会経済の混乱や変化等により、予期しない困難に直面するかもしれない。新型コロナウイルス感染症を克服し、予期せぬ困難を乗り越えるためにも、社員全員がONE TEAM（ワンチーム）となって、ろうきんビジネスサポートの事業と将来に自信と誇りを持ちながら、日々の業務に邁進できる組織風土づくりに向けて、労組としても役割と責任を果たしていく決意であることを表明させていただく。この間、社員の不安を和らげることや職場の安定的な運営に向けた会社の尽力に敬意を表するとともに、本交渉をまとめられた労使双方の交渉委員の方々に感謝を申し上げて、妥結にあたっての所感とする」等を表明しました。

単組は、①年間一時金について、昨年度実績を上回る回答が示されたこと、②諸休暇（時間単位年休制度）に関する要求について、安心して働き続けられる環境を作り、社員・組合員が意欲を持って業務を遂行していく観点から、要求に応じる回答が示されたものと受け止めていること、③今春闘の交渉を通じて、人材確保と定着化に向けた施策、また、社会的要請に応じていく観点からも、労使で引き続き協議をしていきたいとの会社の姿勢を認識することができたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（7単組／3月27日20時現在）

中央・沖縄・静岡・四国(金庫)・四国(関連)・東海(金庫)・東海(関連)
東北(金庫)・東北(関連)・近畿(関連)

以 上